

村山市子育て応援・定住促進事業補助金 チェックシート

新築・改築・新築建売住宅購入の方

●共通要件

※□印内すべてチェック入れば補助金に該当

- 1.□ 工事契約・売買契約を締結している。
- 2.□ 市税・水道下水道使用料の滞納がない。(市内の方のみ)
- 3.□ 令和7年度内(令和8年3月27日まで)に完了報告書を提出できる。
- 4.□ 購入する住宅が要件を満たしている。(○印のいずれかに該当すればチェック)
 - 新築、新築建売住宅で購入金額 500 万円以上である。(購入金額 円)
 - 改築で既存住宅の一部を解体し残存部分と接続する形で基礎から新設する部分に、住宅の主機能(玄関、トイレ、台所、浴室、居間)を設置する工事で、工事価格 500 万円以上である。(購入金額 円)
 - 併用住宅で居住部分の面積が全体の面積の 1/2 以上で建設費又は購入費が 500 万円以上である。(購入金額 円)
(全体面積 m² × 1/2 = m² ≦ 住宅部分 m²)
- 5.□ 登記において所有権を有すること。

●定住促進住宅建設支援事業 (50 万円～125 万円)

万円

□令和2年4月1日以降の契約で上記共通要件に該当 (50 万円)

(契約日 年 月 日)

万円

□令和4年4月1日以降の契約で同居・近居世帯加算に該当 (25 万円)

同居・近居世帯要件 □楯岡地域 : 親世帯(祖父母世帯)と同居又は隣接敷地
隣接敷地とは、向こう三軒両隣

□その他地域: 親世帯(祖父母世帯)と同居又は同一地域

その他地域とは、西郷、大倉、大久保、富本、戸沢、袖崎、

□S*mile タウンはやま: 親世帯(祖父母世帯)と同居又は河西地域

□同居世帯員が 35 歳未満の場合は、持ち分を有している。

万円

□令和5年4月1日以降の契約で移住世帯加算に該当 (25 万円)

移住世帯要件

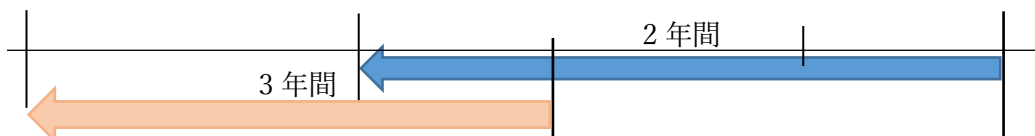
□契約日から起算して2年以内に他市町村から移住している。

又は申請年度内に移住する。(※下図に記入しご確認をお願いします。)

□移住前3年間当市に住民登録履歴がない。

(登録履歴がある場合は該当しません。)

□移住した世帯員が持ち分を所有している。



過去の登録履歴

年 月 日

□村山市に登録履歴なし

移住日

年 月 日

※住民票の転入日

住宅の契約日

年 月 日

うらに続く

万円

□土地購入加算（25 万円）

※□印内すべてチェック入れば該当

□住宅の契約日から起算して 3 年以内である。（住宅の契約日 年 月 日）
（土地の契約日 年 月 日）

□市内に自ら居住する住宅を新築するために土地を購入するものである。

□購入費 150 万円以上である。

★利用しない場合の理由 ・以前から所有の土地 ・両親の土地 ・建替え ・その他（ ）

□建替解体加算（25 万円）

※□印内すべてチェック入れば該当

□令和 6 年 4 月 1 日以降に住宅の請負契約を締結している。

□解体工事の工事請負契約書（又は解体見積書）、旧宅の写真（解体前）がある。

□住宅の契約日から起算して前後 1 年以内である。（住宅の契約日 年 月 日）
（解体の契約（予定）日 年 月 日、解体完了（予定）日 年 月 日）

※ 土地購入加算と建替解体加算は重複できません。どちらか一方のみになります。

また、解体加算は解体工事請負代金の支払日（領収書の日付）をもって事業完了となります。

万円

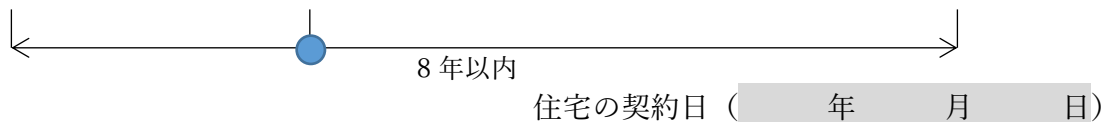
●子育て応援住宅建設支援事業（100 万円 or 150 万円）

□令和 5 年 4 月 1 日以降の契約で新婚世帯又は、新婚子育て世帯要件に該当（100 万円）
どちらにも該当（150 万円）

新婚世帯要件（100 万円）

□住宅の契約日から起算して婚姻日が 8 年以内又は申請年度内である。

婚姻日（ 年 月 日）



子育て世帯要件（100 万円）

□申請時において、中学生以下の子を養育している、または出産の予定である。

最年少の子の生年月日（ 年 月 日 歳（幼 小 中））

妊娠中の場合（予定日 年 月 日）

万円

●地元企業住宅建設支援事業（50 万円）

□ 市内に本店を有する個人または法人の建設業者等であれば該当

（業 者 名： ）

（住 所： ）

→補助金合計額 円

※申請後、年度内で事業が完了しないことが判明した場合は早めにご相談ください。